

事 務 連 絡

平成 19 年 12 月 17 日

各住宅・建築・建設業・不動産業関連団体の長 殿

国土交通省 住宅局 住宅生産課
建築指導課
総合政策局 建設業課
建設市場整備課
不動産業課

建築確認手続きの円滑化に係る対策及び建築関連産業の中小企業の資金繰り対策に
関する情報の周知徹底のための説明会について（依頼）

国土交通省においては、本年 6 月の改正建築基準法の施行に伴う建築確認手続きについて、その円滑化が図られるよう各種の情報提供等の措置を講じるとともに、金融庁及び中小企業庁の協力により、建築関連産業の中小企業の資金繰り対策（セーフティネット貸付、保証）を講じてきたところです。

これらの対策に係る情報の周知を図るため、12 月 7 日に発表した追加の取組として、経済産業省及び林野庁の協力を得て、関係業界に対する説明会を全都道府県において速やかに実施することといたしました。

このことにつきましては、全国の予定が揃った段階で改めて課長名で正式にお知らせすることとしておりますが、現時点で年内の開催予定も、別紙のとおりすでに決定されていますので、取り急ぎお知らせいたします。

会議の詳細等は、都道府県から別途貴団体の支部等へ周知されると存じますが、貴団体におかれましても支部、会員等への別紙内容の周知等、配慮をお願いいたします。なお、会場の都合により参加者数に限りもあることを予めお断りします。

問い合わせ先

国土交通省 住宅局	住宅生産課	天田（内 39-422）
	建築指導課	瀧野（内 39-536）
総合政策局	建設市場整備課	建設産業振興室
	国土交通省 代表	浅田（内 24-826）
		03-5253-8111